

人1第 468号
61. 1. 31
人1第1402号
昭和61年3月18日
人1第1665号
昭和61年3月27日
人1第2731号
昭和61年5月21日
人1第6091号
昭和61年11月27日
人1第1846号
昭和63年3月31日
人1第149号
平成元年1月19日
人1第1003号
平成3年3月2日
人1第1712号
平成3年3月30日
人1第1942号
平成4年3月31日
人1第4789号
平成4年8月10日
人1第7276号
平成4年12月18日
人1第1106号
平成5年3月2日
人1第1925号
平成6年3月31日
人1第4951号
平成6年 8月25日
人1第6794号
平成6年12月16日
人1第965号
平成8年2月29日
人1第1764号
平成8年3月29日
人1第6440号
平成8年12月27日
人1第1837号
平成9年3月31日
人1第1828号
平成11年3月30日
人1第71号
平成13年1月6日

人 1 第 2 6 9 1 号
平成 1 3 年 3 月 3 0 日
人 1 第 3 0 0 1 号
平成 1 4 年 4 月 1 日
人 1 第 1 0 4 0 9 号
平成 1 6 年 1 2 月 2 8 日
人 1 第 2 6 0 7 号
平成 1 7 年 3 月 3 1 日
防人計第 3 5 4 号
平成 1 9 年 1 月 9 日
人 制 第 7 2 1 7 号
平成 1 9 年 7 月 3 1 日
防人計第 8 4 4 4 号
平成 1 9 年 8 月 3 1 日
人 計 第 2 7 1 6 号
平成 2 1 年 3 月 1 1 日
人 計 第 1 1 3 4 3 号
平成 2 1 年 1 0 月 1 日
人 計 第 1 5 9 4 号
平成 2 2 年 2 月 1 6 日
人 計 第 7 9 8 8 号
平成 2 2 年 6 月 2 1 日
人 計 第 8 4 7 6 号
平成 2 2 年 6 月 3 0 日
人 計 第 1 5 6 8 9 号
平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日
人 計 第 4 1 8 1 号
平成 2 3 年 4 月 1 日
人 計 第 1 8 2 9 号
平成 2 4 年 2 月 1 7 日
防人計第 4 5 6 4 号
平成 2 6 年 3 月 3 1 日
防人計第 5 4 5 7 号
平成 2 7 年 3 月 2 7 日
防人計第 1 5 2 8 2 号
平成 2 7 年 1 0 月 1 日
防人計第 6 4 9 6 号
平成 2 8 年 3 月 2 9 日
防人計第 7 2 0 5 号
平成 2 8 年 3 月 3 1 日
防人計第 9 9 2 5 号
平成 2 8 年 5 月 2 0 日
防人計第 2 1 5 3 7 号
平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日

防人計第 8 5 3 1 号
平成 2 9 年 5 月 3 0 日
防人計第 2 3 6 1 号
平成 3 0 年 2 月 2 7 日
防人計第 1 9 9 8 3 号
平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日
防人計第 3 2 9 3 号
令和元年 6 月 2 8 日
防人計第 1 2 2 8 0 号
令和元年 1 2 月 2 5 日
防人計第 9 3 4 4 号
令和 2 年 6 月 1 9 日
防人計第 2 0 2 6 7 号
令和 2 年 1 2 月 2 1 日
防人計第 2 1 9 1 0 号
令和 3 年 1 2 月 2 4 日
防人計第 5 8 9 3 号
令和 4 年 3 月 2 9 日
防人計第 1 6 5 8 1 号
令和 4 年 9 月 1 日
防人計第 7 4 8 5 号
令和 5 年 3 月 3 1 日
防人計第 2 6 5 1 6 号
令和 5 年 1 2 月 2 8 日
防人計第 8 3 1 2 号
令和 7 年 3 月 3 1 日
防人計第 1 4 8 7 4 号
令和 7 年 6 月 2 5 日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
調達実施本部長
防衛施設庁長官

人 事 教 育 局 長

隊員の休暇の運用について（通知）

標記について下記のとおり定められたので、昭和 6 1 年 1 月 3 1 日以降は、別に定めるも

ののほか、これによることとされたい。

記

第1 自衛官及び事務官等（自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者（第5第1項第5号において「技官候補看護学生」という。）を除く。以下「学生」という。）、陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）並びに予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補その他の非常勤の隊員（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第23条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員等（以下「定年前再任用短時間勤務隊員等」という。）を除く。）を除いた隊員をいう。以下同じ。）の休暇について

1 年次休暇の日数関係

(1) 規則第47条第1項の「1の年」とは、1暦年をいう。

(2) 規則第47条第2項第1号の「勤務1月につき2日」の取扱いについては、月の初日に年次休暇2日を付与するものとする。

ただし、月の初日に当該月の勤務日数が定年退職等により15日に満たないことが明らかなる場合には、年次休暇を付与しない。また、月の初日に年次休暇2日を付与されたものの、当該月の勤務日数が15日に満たないまま退職等をした場合にあっては、当該年次休暇は付与されなかったものとする。

なお、月の中に新たに自衛官となった日又は勤務したものとみなされない日から職務に復帰した日（月の初日に年次休暇を付与されていない場合に限る。以下この号において「採用日等」という。）であって、当該月の勤務日数が15日以上の場合には、当該採用日等に年次休暇2日を、当該月の勤務日数が15日に満たない場合は、翌月と合わせて採用日等に年次休暇2日を付与するものとするが、勤務日数が15日に満たないまま退職等をした場合にあっては、当該年次休暇は付与されなかったものとする。

(3) 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。）第13条第2項の防衛大臣が別に定める事由は、次に掲げるものとする。

ア 自衛官が公務上負傷し、又は疾病にかかり自衛隊法（昭和29年法律第165号。

以下「隊法」という。）第43条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合

イ 自衛官が意に反して免職又は停職の処分をされ、当該処分が取り消された場合

ウ 自衛官が法令に違反した疑いにより調査又は審理のため、防衛大臣又はその委任を受けた者から勤務を停止された場合

エ 自衛官が自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第75条第4項の規定に基づき申立人として公正審査分科会に出頭する場合

オ 自衛官が規則第60条各号のいずれかに掲げる事由に該当して防衛大臣の承認を受けた場合

カ 自衛官が防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第17条第1項各号のいずれかに該当する者となった場合

キ 自衛官が国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法（以下「準用育児休業法」という。）第3条第1項に規定する育児休業をした場合

ク 自衛官が国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79

号) 第27条第1項の規定により派遣された場合

ケ 自衛官が国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号）第2条第1項の規定により派遣された場合

- (4) 自衛官が自衛官訓令第13条第2項に定めるいずれかの事由に該当する場合であつても、特に勤務することを命ぜられたにもかかわらず勤務しなかつた期間は、勤務したものとはみなさない。
- (5) 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。）第4条第2項第1号の新たに事務官等となつた者には、非常勤の隊員（定年前再任用短時間勤務隊員等を除く。）から引き続き事務官等になつた者も含む。
- (6) 規則第47条第3項第2号の任期が満了することにより退職することとなる者には、隊法第44条の2の規定に基づき退職することとなる事務官等及び同法第44条の3の規定に基づき定められた期間が到来することにより退職することとなる事務官等を含まない。
- (7) 事務官等訓令第4条第1項第2号の「不斉一型短時間勤務隊員の勤務時間」に1時間未満の端数がある場合には、これを切り上げるものとする。
- (8) 事務官等訓令第4条第2項第1号の「人事教育局長が別に定める日数」は、その者の当該年における在職期間に応じて、事務官等訓令第4条第1項第1号に規定する斉一型短時間勤務隊員（以下「斉一型短時間勤務隊員」という。）にあつては、別表第1の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とし、事務官等訓令第4条第1項第2号に規定する不斉一型短時間勤務隊員（以下「不斉一型短時間勤務隊員」という。）にあつては別表第2の下欄に掲げる1週間当たりの勤務時間の区分ごとに定める日数とする。
- (9) 規則第47条第2項第2号及び第3号並びに自衛官訓令第13条第5項の引き続き自衛官となつた者とは、自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者、人事交流により採用された者及び事務官等から自衛官に転官した者をいう。
- (10) 規則第47条第3項第3号並びに事務官等訓令第4条第2項第2号及び同条第4項の引き続き事務官等となつた者とは、自衛官候補生から引き続いて事務官等に任用された者、人事交流により採用された者及び自衛官から事務官等に転官した者をいう。
- (11) 自衛官訓令第13条第4項及び第6項並びに事務官等訓令第4条第2項第2号及び同条第5項第1号イの「使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数」に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数とし、自衛官訓令第13条第6項及び事務官等訓令第4条第5項第1号アの「年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数」がそれぞれ24日及び20日を超えない場合で1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。
- (12) 事務官等訓令第4条第2項第2号の「人事教育局長が定める日数」は、次のア又はイに掲げる隊員の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める日数とする。

ア 当該年において、定年前再任用短時間勤務隊員等に相当する規則第47条第3項第3号に規定する国家公務員等（以下「国家公務員等」という。）となつた者であつて、引き続き定年前再任用短時間勤務隊員等となつたもの（イに掲げる隊員を除く。） 当該国家公務員等から引き続き定年前再任用短時間勤務隊員等となつた日において新たに定年前再任用短時間勤務隊員等となつたものとして規則第47条第3項第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該国家公務員等となつた日において当該国家公務員等が相当する定年前再任用短時間勤務隊員等となり、かつ、当該年において定

年前再任用短時間勤務等となつた日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数（第13号イ(イ)において「定年前再任用短時間勤務隊員等みなし付与日数」という。）から、同日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を加えて得た日数

イ 当該年において、新たに定年前再任用短時間勤務職員等となつた者（国家公務員等から引き続き定年前再任用短時間勤務隊員等となつた者を除く。）であつて、引き続き定年前再任用短時間勤務隊員等に相当する国家公務員等となり、当該国家公務員等から引き続き定年前再任用短時間勤務隊員等となつたもの アに定める日数に、当該国家公務員等となつた日の前日における年次休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数

(13) 事務官等訓令第4条第5項第2号の「防衛大臣が定める日数」は、次のア又はイに掲げる隊員の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める日数とする。

ア 当該年の前年に定年前再任用短時間勤務隊員等に相当する国家公務員等であつた者であつて、引き続き当該年に定年前再任用短時間勤務隊員等となつたもの 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、それぞれ当該(ア)又(イ)に定める日数

(ア) 当該年の初日に定年前再任用短時間勤務隊員等となつた場合 定年前再任用短時間勤務隊員等となつた日において新たに定年前再任用短時間勤務隊員等となつたものとして規則第47条第3項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次休暇に相当する休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とし、当該日数が当該年の前年における国家公務員等として在職した期間を当該国家公務員等が相当する定年前再任用短時間勤務隊員等として在職したものとみなして規則第47条第3項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該日数。（イ）において同じ。）を加えて得た日数

(イ) 当該年の初日後に定年前再任用短時間勤務隊員等となつた場合 当該年において定年前再任用短時間勤務隊員等となつた日において新たに定年前再任用短時間勤務隊員等となつたものとして規則第47条第3項第2号の規定を適用した場合に得られる日数（イにおいて「基礎日数」という。）に、当該年の初日において定年前再任用短時間勤務隊員等となり、かつ、当該年において定年前再任用短時間勤務隊員等となつた日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数と当該年の前年における年次休暇に相当する休暇の残日数とを合計した日数から、同日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数を加えて得た日数

イ 当該年の前年に定年前再任用短時間勤務隊員等であつた者であつて、引き続き当該年に定年前再任用短時間勤務隊員等に相当する国家公務員等となり、国家公務員等から引き続き定年前再任用短時間勤務隊員等となつたもの 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、それぞれ当該(ア)又(イ)に定める日数

(ア) 当該年の初日に定年前再任用短時間勤務隊員等に相当する国家公務員等となつた場合 基礎日数に、当該年の初日において定年前再任用短時間勤務隊員等となり、かつ、当該年において定年前再任用短時間勤務隊員等となつた日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして規則第47条第3項第2号の規定を適用した場合に得られる日数と当該年の前年における年次休暇の残日

数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。（イ）において同じ。）とを合計した日数から、同日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数を加えて得た日数

（イ）当該年の初日後に定年前再任用短時間勤務隊員等に相当する国家公務員等となり、当該国家公務員等から引き続き定年前再任用短時間勤務隊員等となつた場合 基礎日数に、当該年の初日において定年前再任用短時間勤務隊員等となり、かつ、当該年において国家公務員等となつた日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして規則第47条第3項第2号の規定を適用した場合に得られる日数、定年前再任用短時間勤務隊員等みなし付与日数及び当該年の前年における年次休暇の残日数を加えて得た日数から、当該年において定年前再任用短時間勤務隊員等となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数及び使用した年次休暇の日数（これらの日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）を減じて得た日数

(14) 自衛官訓令第13条第7項の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでない者とは、規則第47条第2項第2号に規定する国家公務員等として在職した期間において使用した年次休暇に相当する休暇の日数又は当該年の前年の末日における年次休暇に相当する休暇の残日数が把握できない者をいい、当該自衛官の年次休暇の日数は、当該把握できない期間において2日に当該期間の勤務月数（自衛官訓令第13条第4項に規定する勤務月数をいう。）を乗じて得た日数の年次休暇に相当する休暇を使用したものとみなし、当該把握できない残日数を24日とみなして、それぞれ自衛官訓令第13条第4項又は第6項の規定を適用した場合に得られる日数とする。

(15) 事務官等訓令第4条第6項の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでない者とは、規則第47条第3項第3号に規定する国家公務員等として在職した期間において使用した年次休暇に相当する休暇の日数又は当該年の前年の末日における年次休暇に相当する休暇の残日数が把握できない者をいい、当該事務官等の年次休暇の日数は、当該把握できない期間において当該機関に応じて事務官等訓令別表第2の日数欄に掲げる日数の年次休暇に相当する休暇を使用したものとみなし、当該把握できない残日数を20日とみなして、それぞれ事務官等訓令第4条第2項第2号又は第5項の規定を適用した場合に得られる日数とする。

(16) 第8号、第12号及び第13号並びに次項に定めるもののほか、定年前再任用隊員等の年次休暇に関し必要な事項は、別に定める。

2 勤務形態による年次休暇の日数

(1) 次のアからエまでに掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における事務官等の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては規則第47条第3項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第5項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次のアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該アからエまでに定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの号の規定により得られる日数から

同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次のアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該アからエまでに定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

ア 定年前再任用短時間勤務隊員等及び育児短時間勤務隊員以外の事務官等が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている事務官等が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務隊員が斉一型育児短時間勤務を終える場合 勤務形態変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

イ 定年前再任用短時間勤務隊員等及び育児短時間勤務隊員以外の事務官等が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下このイにおいて「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている事務官等が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務隊員が不斉一型育児短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

ウ 斉一型育児短時間勤務をしている事務官等が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

エ 不斉一型育児短時間勤務をしている事務官等が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(2) 前号の「当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数」に1日未満の端数がある場合には、同号の「当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数」は、当該端数を切り上げた日数を減じて得た日数に、当該変更の日の前日において第4項第2号の規定に基づき得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数を当該得られる時間数で除して得た数に相当する日数を加えて得た日数とする。

(3) 当該年に、定年前再任用短時間勤務隊員等が1週間当たりの勤務時間を異にする定年前再任用短時間勤務隊員等となり、斉一型短時間勤務隊員から1週間当たりの勤務時間を同じくする不斉一型短時間勤務隊員となり、若しくは不斉一型短時間勤務隊員から1週間当たりの勤務時間を同じくする斉一型短時間勤務隊員となつたこと又は定年前再任用短時間勤務隊員（隊法第41条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員という。以下この号において同じ。）が1週間当たりの勤務時間を同じくする任期付短時間勤務隊員となり、若しくは任期付短時間勤務隊員が1週間当たりの勤務時間を同じくする定年前再任用短時間勤務隊員となつたこと（以下この号及び第6項第2号において「勤務時間の変更等」という。）があつた場合における年次休暇の日数は、次のア又はイに掲げる場合に依り、それぞれ当該ア又はイに定める日数とする。

ア 当該年の初日に勤務時間の変更等があつた場合 同日において勤務時間の変更等があつた日における定年前再任用短時間勤務隊員等となつたものとみなして規則第47条第3項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。イ

において同じ。)を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に勤務時間の変更等があつた場合 勤務時間の変更等があつた日の前日において任期が満了することにより退職することとなるものとみなして規則第47条第3項第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該勤務時間の変更等があつた日において同日における定年前再任用短時間勤務隊員等となつたものとみなして同号の規定を適用した場合に得られる日数及び当該年の前年における年次休暇の残日数を加えて得た日数から、当該年において同日の前日までの間に使用した年次休暇の日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を減じて得た日数(当該日数が零を下回る場合にあっては、零)

3 年次休暇の繰り越し等関係

- (1) 規則第47条第4項の規定に基づき計算した自衛官の年次休暇の残日数が30日を超えない場合で1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。
- (2) 規則第47条第5項の規定により繰り越された年次休暇のある事務官等から年次休暇の請求があつた場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。
- (3) 当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される事務官等の年次休暇の繰越し日数は、当該事務官等の年次休暇の残日数に、前項第1号アからエまでに掲げる場合に依り、それぞれ当該アからエまでに定める率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。

4 年次休暇の単位関係

- (1) 1日を単位とする年次休暇は、自衛官にあつては連続する7時間を超え7時間45分(休憩時間を除いた時間をいう。)を超えない課業時間の全てを勤務しないときに、定年前再任用短時間勤務隊員等及び育児短時間勤務隊員以外の事務官等並びに不斉一型短時間勤務隊員にあつては1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間45分(休憩時間を除いた時間をいう。)を超えない時間とされている場合において当該勤務時間の全てを勤務しないときに、斉一型短時間勤務隊員にあつては1日の勤務時間の全てを勤務しないときに使用できるものとする。
- (2) 1時間又は15分を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次のアからエまでに掲げる事務官等及び自衛官の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに定める時間数をもつて1日とする。

ア イからエまでに掲げる事務官等以外の事務官等及び自衛官 7時間45分

イ 準用育児休業法第12条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務隊員等 次に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

(ア) 準用育児休業法第12条第1項第1号 3時間55分

(イ) 準用育児休業法第12条第1項第2号 4時間55分

(ウ) 準用育児休業法第12条第1項第3号又は第4号 7時間45分

ウ 斉一型短時間勤務隊員(イに掲げる事務官等のうち、斉一型短時間勤務隊員を除く。)
勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

エ 不斉一型短時間勤務隊員(イに掲げる事務官等のうち、不斉一型短時間勤務隊員を除く。) 7時間45分

5 病気休暇関係

- (1) 規則第48条第1項の「疾病」には、予防接種による著しい発熱、生理により就業が著しく困難な症状等が、「療養する」場合には、負傷又は疾病が治つた後に社会復帰のた

めりハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(2) 事務官等訓令第5条第1項及び自衛官訓令第13条の2第1項の「病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。

(3) 規則第48条第4項及び第5項の「明らかに異なる負傷又は疾病」には、症状が明らかに異なると認められるものであつても、病因が異なると認められないものは含まれないものとし、所属長は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき行う症状や病因等についての診断を踏まえ、診断書等により明らかに異なる負傷又は疾病に該当すると判断できる場合に承認することができるものとし、同条第4項の「特定負傷等の日」は、所属長が、当該診断書等によりこれを判断するものとする。

(4) 規則第48条第6項の「病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日（当該勤務時間の一部に同条第3項に規定する育児時間等がある日であつて、当該勤務時間のうち、当該育児時間等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。）が含まれるものとする。

(5) 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。

6 特別休暇関係

(1) 規則第49条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

ア 第1号の「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。

イ 第2号の3の「一の年」とは、1暦年をいい、同号の「5日」の取扱いについては、暦日によるものとする。

ウ 第2号の3イの「相当規模の災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる程度の規模の災害をいい、「被災地又はその周辺の地域」とは、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいい、「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊き出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

エ 第2号の3ハの「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。

オ 第3号の「連続する5日」とは、連続する5暦日をいう。

カ 第3号の2の「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、同号の「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいい、同号の「一の年」とは、1暦年をいう。

キ 第6号の「6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）」は、分べん予定日から起算するものとする。

ク 第7号、第9号及び第9号の2の「出産」とは、妊娠満12週以降の分べんをいう。

ケ 第7号に掲げる期間から、産後6週間を経過した女子である隊員が当該隊員の占める官職に就くことを申し出た場合において医師が支障がないと認めた期間を除くこと

ができる。

コ 第9号の「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、隊員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のために勤務しない場合をいう。

サ 第9号の2の「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する」とは、隊員の妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）と同居してこれを監護することをいう。

なお、「同居してこれを監護すること」の同居については、通常は家族として同居しているが、業務の事情等により一時的に住居を異にしている場合についても、同様に取り扱うことができるものとする。

シ 第9号の3の「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「防衛大臣が定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「防衛大臣が定める事由」は、次に掲げる事由とし、同号の「防衛大臣が定めるもの」は、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とし、同号の「一の年」とは、1暦年をいう。

(ア) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は(ア)に掲げる事由に準ずるもの

ス 第9号の4の「防衛大臣が定める世話」は、次に掲げる世話とし、同号の「一の年」とは、1暦年をいう。

(ア) 要介護者の介護

(イ) 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話

セ 1日を単位とする第3号の2及び第9号から第9号の4までの休暇（以下この項において「特定休暇」という。）は、勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

ソ 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる隊員の区分に応じて、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める勤務時間をもつて1日とする。

(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる隊員以外の隊員 7時間45分

(イ) 斉一型短時間勤務隊員 勤務日の1日当たりの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(ウ) 不斉一型短時間勤務隊員 7時間45分

タ 第10号の休暇は、社会通念上妥当であると認められる範囲内の期間に限り使用できるものとする。

チ 第12号の「原則として休養日等を除いて連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割すること

ができるものとする。

ツ 第13号の「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害（以下この号及び第5第2項第1号において「災害」という。）により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている隊員がその復旧作業等を行うとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれる災害により隊員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、または損壊した場合で、当該隊員がその復旧作業等を行うとき等をいい、同号の休暇の期間は、原則として連続する7暦日として取り扱うものとする。

テ 第16号の「6日」は、6日の範囲内の期間として取り扱うことができるものとする。また、同号括弧書の「隊務の運営に支障がある場合」とは、次に掲げるものとする。

(7) 従前の例（旧規則第49条第1項第16号括弧書の規定に該当する場合（北海道又は沖縄県に在勤する自衛官、船舶内に居住する海上自衛官及び隔遠の地に所在し、かつ、勤務の特殊性を有する部隊に勤務する自衛官並びにこれらの自衛官以外の陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に勤務する隊員））の場合

(イ) 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第15条第1項の規定により、各省各庁の長が一般職の国家公務員について休日である12月29日から1月3日までの日の全勤務時間について特に勤務することを命じた場合に、当該休日後の勤務日を代休日として指定することができることとなつたこととの均衡上、この休暇を隊務の運営上2月27日までの期間において使用するのが必要と認められる場合

(2) 規則第49条第1項第3号の2、第9号の3若しくは第9号の4に規定する一の年の初日から末日までの期間、同項第9号に規定する防衛大臣が定める期間又は同項第9号の2に規定する出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、第2項第1号アからエまでに掲げる場合又は勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この号において「該当日」という。）における特定休暇の日数及び時間数は、次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に二以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの号の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同号の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

ア 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がない場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数を減じて得た日数

イ 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がある場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数（当該端数を切り上げた日数）を減じて得た日数及び該当日において第1号ソの規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数（当該時間数が零を下回る場合にあつては、零）

- (3) 自衛官訓令第14条第1項第9号及び事務官等訓令第6条第1項第9号の人事教育局長が定めるものは、身体上又は精神上の障害がある者の職業訓練等を目的として設置されている共同作業所等の施設のうち、利用定員が5人以上であり、かつ、利用者の作業指導等のため当該施設において常時勤務する者が置かれている施設とする。
- (4) 事務官等訓令第6条第9項の「同居」には、自衛官以外の隊員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。
- (5) 事務官等訓令第6条第9項第2号の「防衛大臣が定めるもの」は、次に掲げる者とする。
- ア 父母の配偶者
 - イ 配偶者の父母の配偶者
 - ウ 子の配偶者
 - エ 配偶者の子
- (6) 自衛官訓令第14条第1項及び事務官等訓令第6条第1項の「連続する日数」の取扱いについては、暦日によるものとする。
- (7) 自衛官訓令第14条第1項第2号の休暇については、防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第2条ただし書に規定する防衛大臣の承認を受けたものとして、特別の手続きを要することなく、有給の休暇として取り扱うものとする。
- (8) 自衛官訓令第14条第1項第3号の休暇は、営舎内居住の自衛官で当該自衛官の年次休暇の残日数の使用のみでは同号の休暇の目的を達することができないと認められるものに限り使用できるものとする。
- (9) 自衛官訓令第14条第1項第3号の「親族」は、原則として自衛官の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母又は子とする。
- (10) 自衛官訓令第14条第1項第5号及び事務官等訓令第6条第1項第2号の特別休暇の防衛大臣への申請は、休暇を必要とする理由及び期間を記載した書面により、自衛官訓令第5条第4項に規定する官房長等を通じて行うものとする。
- (11) 特別休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

7 介護休暇関係

- (1) 自衛官訓令第14条の2第4項及び事務官等訓令第6条の2第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出は、できる限り、指定期間の末日から起算して1週間前の日までに行うものとし、同項の規定による指定期間の短縮の指定の申出は、できる限り、当該申出に係る末日から起算して1週間前の日までに行うものとする。
- (2) 所属長は、自衛官訓令第14条の2第5項及び事務官等訓令第6条の2第5項の規定により指定期間を指定する場合において、自衛官訓令第15条の2第1項及び事務官等訓令第10条の2第1項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日として申出の期間又は延長申出の期間から除く日に休養日、勤務時間を割り振らない日又は課業時間を割り振らない日が引き続くときは、当該休養日、勤務時間を割り振らない日又は課業時間を割り振らない日を除いた期間の指定期間を指定するものとする。
- (3) 自衛官訓令第16条第6項及び事務官等訓令第11条第5項の「人事教育局長が定める場合」は、次に掲げる場合とし、同項の「人事教育局長が定める期間」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。
- ア 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間未満である場合 当該指定期間内において初めて介護休暇の承認を受けようとする日（以下この項において「初日請求日」という。）から当該末日までの期間
 - イ 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間以上である場合であつて、初日

請求日から2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）が当該指定期間の末日より後の日である場合 初日請求日から当該末日までの期間

ウ 1回の指定期間の初日から末日までの期間が2週間以上である場合であつて、2週間経過日が自衛官訓令第14条の2第5項及び事務官等訓令第6条の2第5項の規定により指定期間として指定する期間から除かれた日である場合 初日請求日から2週間経過日前の直近の指定期間として指定された日までの期間

(4) 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

8 介護時間関係

(1) 規則第49条の2の2第1項の「連続する3年の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日を起算日として、民法（明治29年法律第89号）第143条の例により計算するものとする。

(2) 第7の第4項の規定は、介護時間の請求について準用する。

9 その他

(1) 規則第44条第11項に規定する所属長（以下「所属長」という。）に事故がある場合には、当該所属長に代理者があるときはその代理者が、代理者がいないときはあらかじめ当該所属長が指名した者が、所属長が指名した者もないときには当該所属長の上司又はその上司が指名した者が休暇の承認に関する事務を行うものとする。

(2) 防衛省本省の内部部局、施設等機関若しくは特別の機関若しくは地方支分部局又は防衛装備庁に勤務する自衛官については、その勤務先の所属長が休暇を承認することとし、当該自衛官の休暇を記録する書類を備え、休暇日数等を整理するものとする。ただし、当該自衛官の休暇について派遣元で休暇日数等の整理を行つている場合には、承認のつど派遣元に通報するものとする。

(3) 所属長は、規則第47条第7項並びに自衛官訓令第15条第2項及び第15条の2並びに事務官等訓令第10条第2項及び第10条の2の「隊務の運営」の支障の有無の判断に当たつては、請求に係る休暇の時期における自衛官又は事務官等の業務内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合して行うものとする。

(4) 所属長は、年次休暇及び規則第49条第1項第12号の休暇（この号において単に「夏季休暇」という。）の計画的な使用を図るため、あらかじめ各隊員の休暇使用時期を把握するための計画表を作成し、各隊員が年次休暇を15日以上取得し、特に夏季休暇においては1週間以上の連続した休暇を取得できるよう努めるものとする。

(5) 所属長は、次に掲げる特定病気休暇を承認するに当たつては、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類の提出を求めるものとする。

ア 連続する8日以上（当該期間における休養日等以外の日の日数が3日以下である場合にあつては、当該期間における休養日等以外の日の日数が4日以上である期間）の特定病気休暇

イ 請求に係る特定病気休暇の期間の初日前1月間における特定病気休暇を使用した日（休養日等以外の日に特定病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る特定病気休暇

(6) 規則第49条第1項第3号の2の休暇の承認に係る証明書類には、例えば、診察券、領収書、治療の内容が分かる書類等が含まれる。

(7) 所属長は、規則第49条第1項第9号の4の休暇を承認するに当たつては、要介護者の氏名、隊員との続柄及び隊員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする書類の提出を求めるものとする。

(8) 前号に規定する書類は、別紙様式の要介護者の状態等申出書とし、3年間保管するも

のとする。

第2 自衛官候補生の休暇について

1 年次休暇関係

- (1) 1日又は1時間を単位とする年次休暇については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。
- (2) 自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令（平成22年防衛省訓令第26号。以下「自衛官候補生訓令」という。）第6条第3項の防衛大臣が別に定める事由は、次に掲げるものとする。
 - ア 自衛官候補生が意に反して免職又は停職の処分をされ、当該処分が取り消された場合
 - イ 自衛官候補生が法令に違反した疑により調査又は審理のため、防衛大臣又はその委任を受けた者から勤務を停止された場合
 - ウ 自衛官候補生が自衛隊法施行令第75条第4項の規定に基づき申立人として公正審査分科会に出頭する場合
 - エ 自衛官候補生が規則第60条各号のいずれかに掲げる事由に該当して防衛大臣の承認を受けた場合
 - オ 自衛官候補生が防衛省職員の健康管理に関する訓令第17条第1項各号のいずれかに該当する者となつた場合

2 病気休暇関係

自衛官候補生の病気休暇については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとし、その任用期間に配慮して承認をするものとする。

3 特別休暇関係

- (1) 自衛官候補生訓令第8条第1項各号に掲げる特別休暇の取扱いについては、それぞれ当該休暇に相当する自衛官及び事務官等の特別休暇の取扱いに準ずるものとする。
- (2) 自衛官候補生の特別休暇の承認及び手続きについては、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。

第3 学生の休暇について

1 年次休暇関係

- (1) 防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第2号。以下「学生訓令」という。）第4条第1項の「1年」は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。
- (2) 1日又は1時間を単位とする年次休暇については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。

2 病気休暇関係

学生の病気休暇については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。

3 特別休暇関係

- (1) 学生訓令第6条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。
 - ア 第1号から第10号までの各号に掲げる特別休暇の取扱いについては、それぞれ当該休暇に相当する自衛官及び事務官等の特別休暇の取扱いに準ずるものとする。
 - イ 第11号の「学校長が特に必要と認める場合」は、原則として規則第49条第1項各号に掲げる場合のうち学生の特別休暇として規定されていないものの範囲内とする。

(2) 学生の特別休暇の承認及び手続については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。

4 介護休暇及び介護時間関係

学生の介護休暇及び介護時間については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。

第4 生徒の休暇について

1 年次休暇関係

(1) 陸上自衛隊高等工科学校の生徒の勤務時間及び休暇に関する訓令（平成21年防衛省訓令第33号。以下「生徒訓令」という。）第6条第1項の「1の年」は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(2) 1日又は1時間を単位とする年次休暇については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。

2 病気休暇関係

生徒の病気休暇については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。

3 特別休暇関係

(1) 生徒訓令第8条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

ア 第1号から第6号までの各号に掲げる特別休暇の取扱いについては、それぞれ当該休暇に相当する自衛官及び事務官等の特別休暇の取扱いに準ずるものとする。

イ 第7号の「陸上幕僚長が特に必要と認める場合」は、原則として規則第49条第1項各号に掲げる場合のうち生徒の特別休暇として規定されていないものの範囲内とする。

(2) 生徒の特別休暇の承認及び手続については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。

4 介護休暇及び介護時間関係

生徒の介護休暇及び介護時間については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。

第5 非常勤の隊員（定年前再任用短時間勤務隊員等並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。以下同じ。）及び訓練招集中又は教育訓練招集中の予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）の休暇について

1 非常勤の隊員の年次休暇関係

(1) 事務官等訓令第8条第1項の「防衛大臣が別に定める日数」は、それぞれ次に定めるところとする。

ア 1週間の勤務日が5日以上とされている非常勤の隊員、1週間の勤務日が4日以下とされている非常勤の隊員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤の隊員で1年間の勤務日が217日以上である者が、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日

イ アに掲げる隊員が、雇用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じた同表の下欄に掲

げる日数を加算した日数

6 月経過日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年以上
日 数	1 日	2 日	4 日	6 日	8 日	1 0 日

ウ 1 週間の勤務日が 4 日以下とされている非常勤の隊員（1 週間の勤務時間が 29 時間以上である非常勤の隊員を除く。以下このウにおいて同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の隊員で 1 年間の勤務日が 48 日以上 216 日以下であるものが、雇用の日から 6 月間継続勤務し全勤務日の 8 割以上出勤した場合又は雇用の日から 1 年 6 月以上継続勤務し 6 月経過日から起算してそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上出勤した場合 それぞれ次の 1 年間において、1 週間の勤務日が 4 日以下とされている非常勤の隊員にあつては次の表の上欄に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の隊員にあつては同表の中欄に掲げる 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる雇用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1 週間の勤務日の日数		4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		1 6 9 日から 2 1 6 日まで	1 2 1 日から 1 6 8 日まで	7 3 日から 1 2 0 日まで	4 8 日から 7 2 日まで
雇用 の 日 か ら 起 算 し た 継 続 勤 務 期 間	6 月	7 日	5 日	3 日	1 日
	1 年 6 月	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年 6 月	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年 6 月	1 0 日	8 日	5 日	2 日
	4 年 6 月	1 2 日	9 日	6 日	3 日
	5 年 6 月	1 3 日	1 0 日	6 日	3 日
	6 年 6 月以上	1 5 日	1 1 日	7 日	3 日

- (2) 前号の「継続勤務」とは原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは非常勤の隊員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇及び準用育児休業法第 3 条第 1 項の規定による育児休業の期間は、これを勤務したものとしてみなして取り扱うものとする。
- (3) 年次休暇（この号の規定により繰り越されたものを除く。）は、20 日を限度として、次の 1 年間に繰り越すことができる。
- (4) 前号の規定により繰り越された年次休暇がある非常勤の隊員から年次休暇の請求があつた場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

- (5) 事務官等訓令第8条第1項に規定する指定部課長は、同条第2項の「隊務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る休暇の時期における非常勤の隊員の業務内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合して行うものとする。
- (6) 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間（規則第44条第9項に規定する自衛官以外の隊員の勤務時間に関する基準を考慮して勤務時間が定められている非常勤の隊員にあつては、1時間又は15分）を単位とすることができる。
- (7) 1時間又は15分を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた非常勤の隊員の勤務日1日当たりの勤務時間（1分未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間。以下同じ。）をもつて1日とする。
- (8) 所属長は、非常勤の隊員の年次休暇及び夏季休暇（事務官等訓令第9条第1項第10号に規定する休暇をいう。）について、第1第9項第4号の例により計画表を作成するものとする。また、任期等の事情を考慮し、年次休暇を使用できることとなった日から次の1年間に於いて5日以上年次休暇を使用することができるよう配慮するものとする。

2 非常勤の隊員の年次休暇以外の休暇関係

- (1) 事務官等訓令第9条の年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。
 - ア 事務官等訓令第9条第1項及び第2項の「防衛大臣が定める非常勤の隊員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める隊員とする。この場合において、(7)の「継続勤務」については、前項第2号の例によるものとする。
 - (ア) 事務官等訓令第9条第1項第10号及び第19号の休暇 6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている隊員又は6月以上継続勤務している隊員（週以外の期間によつて勤務日が定められている隊員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）
 - (イ) 事務官等訓令第9条第1項第16号から第18号まで並びに第2項第2号及び第3号の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている隊員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている隊員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
 - (ウ) 事務官等訓令第9条第2項第4号の休暇 同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている隊員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている隊員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、当該申出において、ナの規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合に於ては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者（隊法第31条第1項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。）を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないもの
 - (エ) 事務官等訓令第9条第2項第5号の休暇 初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている隊員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている隊員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの
 - イ ア(ウ)の「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、ア(ウ)の「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、事務官等訓令第9条第2項第4号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。
 - ウ 事務官等訓令第9条第1項の規定による同項第7号に係る防衛大臣が定める非常勤

の隊員は、6月を超える期間人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）別表第3に掲げる業務に従事する非常勤の隊員とする。

エ 事務官等訓令第9条第1項第1号の「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。

オ 事務官等訓令第9条第1項第3号の「これらに準ずる場合」とは、例えば、災害により単身赴任手当に相当する給与の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当に相当する給与の支給を受けている非常勤の隊員がその復旧作業等を行うとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれる災害により非常勤の隊員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、または損壊した場合で、当該非常勤の隊員がその復旧作業等を行うとき等をいい、同号の休暇の期間は、原則として連続する7暦日として取り扱うものとする。

カ 事務官等訓令第9条第1項第6号の「防衛大臣が定める親族」は、事務官等訓令別表第3の親族欄に掲げる親族とし、「防衛大臣が定める期間」は、規則第49条第1項第10号に規定する休暇の例によるものとする。

キ 事務官等訓令第9条第1項第7号の「防衛大臣の定めるもの」は事務官等訓令第6条第13項に定めるものとし、「防衛大臣が認めるとき」は事務官等訓令第6条第14項に定める場合とする。

ク 事務官等訓令第9条第1項第8号の「防衛大臣の定める期間」は、正規の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は同号の年次休暇以外の休暇を請求した隊員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で、適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間とする。

ケ 事務官等訓令第9条第1項第9号の「防衛大臣が定める期間」は、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までとする。

コ 事務官等訓令第9条第1項第10号の「防衛大臣の定める日」は、勤務時間が定められていない日とし、同号の「連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができるものとする。

サ 事務官等訓令第9条第1項第11号、第15号、第17号及び第18号の「出産」とは、妊娠満12週以降の分べんをいう。

シ 事務官等訓令第9条第1項第11号の「防衛大臣の定める期間」は、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、必要と認められる時間とする。

ス 事務官等訓令第9条第1項第12号の「防衛大臣の定める期間」は、勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

セ 事務官等訓令第9条第1項第14号の「6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）」は、分べん予定日から起算するものとする。

ソ 事務官等訓令第9条第1項第15号に掲げる期間から、産後6週間を経過した女子である非常勤の隊員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除くことができる。

タ 事務官等訓令第9条第1項第16号の「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、同号の「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいい、同号の「防衛大臣が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とし、同号の「防衛大臣の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（同号に規定する防衛大臣が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤の隊員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤の隊員の1回の勤務に定められた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

チ 事務官等訓令第9条第1項第17号の「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、非常勤の隊員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子（事務官等訓令第2条第6項において子に含まれるものとされる者を含む。ツ及びナにおいて同じ。）の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、事務官等訓令第9条第1項第17号の「防衛大臣が定める期間」は、非常勤の隊員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までとし、同号の「防衛大臣の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤の隊員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤の隊員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ツ 事務官等訓令第9条第1項第18号の「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する」とは、非常勤の隊員の妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子と同居してこれらを監護することをいい、同号の「防衛大臣の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤の隊員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤の隊員の1回の勤務に定められた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

テ 事務官等訓令第9条第1項第19号及び第2項第8号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

ト 事務官等訓令第9条第1項第19号の「防衛大臣の定める期間」は、前項第1号アに掲げる非常勤の隊員にあっては10日の範囲内の期間とし、同号ウに掲げる非常勤

の隊員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている非常勤の隊員にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の隊員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

ナ 事務官等訓令第9条第2項第2号の「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する」とは、第1第6項第1号サの例によるものとし、規則第49条第1項第9号の3の「その子の看護等」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、「防衛大臣が定める事由」は次に掲げる事由とし、「防衛大臣が定めるもの」は、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とし、事務官等訓令第9条第2項第2号の「防衛大臣の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間数が同一でない非常勤の隊員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤の隊員の1回の勤務に定められた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(ア) 学校保健安全法第19条の規定による出席停止

(イ) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの

ニ 事務官等訓令第9条第2項第3号の「同居」には、非常勤の隊員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「防衛大臣の定める世話」は、次に掲げる世話とし、「防衛大臣の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間とし、「防衛大臣の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤の隊員にあつては、1時間。ただし、当該非常勤の隊員の1回の勤務に定められた勤務時間であつて1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(ア) 要介護者の介護

(イ) 要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために

必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

ヌ 事務官等訓令第9条第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、事務官等訓令第6条の2第2項から第6項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にする事務官等訓令第9条第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

ネ 事務官等訓令第9条第2項第5号の休暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（準用育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。

- (2) 前号に規定するもののほか、年次休暇以外の休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。
- (3) 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤の隊員の1時間を単位として与えられた事務官等訓令第9条第2項第2号若しくは第3号に規定された休暇又は1日以外の単位で与えられた同項第9号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた隊員の勤務日1日当たりの勤務時間をもつて1日とする。

3 経過措置

- (1) その雇用の日が平成6年4月1日前である非常勤の隊員であつて、6月経過日が平成6年4月1日以後であるものに対する第3第1項第1号及び次号の規定の適用については、これらの規定中「雇用の日」とあるのは「平成6年4月1日」と、「6月経過日」とあるのは「平成6年4月1日から起算して継続勤務期間が6月を超えることとなる日」と、第3第1項第1号中「6月を」とあるのは「平成6年4月1日から起算して6月を」とする。
- (2) 第3第1項第1号ア及びウに掲げる隊員のうち平成11年4月1日前に3年6月を超えて継続勤務している者（同日前に5年6月を超えて継続勤務している者を除く。）で基準日（継続勤務期間を6月経過日から1年ごとに区切った場合の6月経過日に対応する日をいう。以下この号において同じ。）が4月1日以外の日であるものが、雇用の日から3年6月以上継続勤務し、6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合におけるその者の年次休暇については、平成11年4月1日から同日後の最初の基準日の前日までの間は、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による
- (3) 第3第1項第1号アに掲げる隊員のうち平成11年4月1日前に5年6月を超えて継続勤務している者に対する第3第1項第1号イの規定の適用については、継続勤務期間が1年を超えることとなる日を6月経過日とみなす。
- (4) 第3第1項第1号ウに掲げる隊員のうち平成11年4月1日前に5年6月を超えて継続勤務している者の年次休暇については、同号の規定にかかわらず、雇用の日から6年以上継続勤務し、継続勤務期間が5年を超えることとなる日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合に認められるものとし、その日数は、それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている隊員にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によつて勤務日が定められている隊員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる雇用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

1 週間の勤務日の日数		4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		1 6 9 日から 2 1 6 日まで	1 2 1 日から 1 6 8 日まで	7 3 日から 1 2 0 日まで	4 8 日から 7 2 日まで
雇用の日から起算 した継続勤務期間	6 年	1 3 日	1 0 日	6 日	3 日
	7 年以上	1 5 日	1 1 日	7 日	3 日

- (5) 第3第1項第1号ア及びウに掲げる隊員のうち平成11年4月1日前に5年6月を超えて継続勤務している者で応当日（継続勤務期間をその起算日から1年ごとに区切つた場合の起算日に対応する日をいう。以下同じ。）が4月1日以外の日であるものの年次休暇については、平成11年4月1日から同日後の最初の応当日の前日までの間は、同号及び前2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 予備自衛官等の休暇関係

- (1) 予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第1号）第18条第1項、即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（平成10年陸上自衛隊訓令第1号）第18条第1項及び予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年陸上自衛隊訓令第44号）第22条第1項の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

ア 第2号の「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職に投票に係る権利等をいう。

イ 第4号の「その他訓練実施部隊等の長が特に必要と認めるとき」は、原則として規則第49条第1項各号に掲げる場合のうち予備自衛官等の休暇として規定されていないものの範囲内とする。

- (2) 予備自衛官等の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。
- (3) 予備自衛官等の休暇の承認及び手続については、自衛官及び事務官等の例に準じて取り扱うものとする。

要 介 護 者 の 状 態 等 申 出 書

(年 月 日提出)

所 属
氏 名

1 要介護者に関する事項

(1) 氏 名

(2) 隊員との続柄

(3) 隊員との同居又は別居の別

☐ 同居 ☐ 別居

(4) 介護が必要となった時期

年 月 日

2 要介護者の状態

3 備考

注 1 「1(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

2 「2 要介護者の状態」には、隊員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入する。

(日本産業規格A列4番)

別表第 1

在職期間		1 月に達するまでの期間	1 月を超え 2 月に達するまでの期間	2 月を超え 3 月に達するまでの期間	3 月を超え 4 月に達するまでの期間	4 月を超え 5 月に達するまでの期間	5 月を超え 6 月に達するまでの期間	6 月を超え 7 月に達するまでの期間	7 月を超え 8 月に達するまでの期間	8 月を超え 9 月に達するまでの期間	9 月を超え 10 月に達するまでの期間	10 月を超え 11 月に達するまでの期間	11 月を超え 1 年未 満の期間
1 週間の勤務日数	5 日	2 日	3 日	5 日	7 日	8 日	1 0 日	1 2 日	1 3 日	1 5 日	1 7 日	1 8 日	2 0 日
	4 日	1 日	3 日	4 日	5 日	7 日	8 日	9 日	1 1 日	1 2 日	1 3 日	1 5 日	1 6 日
	3 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	1 0 日	1 1 日	1 2 日
	2 日	1 日	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7 日	7 日	8 日

別表第 2

在職期間		1 月 に 達 する ま での 期間	1 月 を超 え 2 月 に 達するま での期間	2 月 を超 え 3 月 に 達するま での期間	3 月 を超 え 4 月 に 達するま での期間	4 月 を超 え 5 月 に 達するま での期間	5 月 を超 え 6 月 に 達するま での期間	6 月 を超 え 7 月 に 達するま での期間	7 月 を超 え 8 月 に 達するま での期間	8 月 を超 え 9 月 に 達するま での期間	9 月 を超 え 10 月 に 達するま での期間	10 月 を超 え 11 月 に 達するま での期間	11 月 を 超 え 1 年 未 満 の期間
1 週 間 当 た り の 勤 務 時 間	30時間を超え 31時間以下	1 日	3 日	4 日	5 日	7 日	8 日	9 日	11 日	12 日	13 日	15 日	16 日
	29時間を超え 30時間以下	1 日	3 日	4 日	5 日	6 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	14 日	15 日
	28時間を超え 29時間以下	1 日	2 日	4 日	5 日	6 日	7 日	9 日	10 日	11 日	12 日	14 日	15 日
	27時間を超え 28時間以下	1 日	2 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日
	26時間を超え 27時間以下	1 日	2 日	3 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	14 日
	25時間を超え 26時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日
	24時間を超え 25時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日
	23時間を超え 24時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日
	22時間を超え 23時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日
	21時間を超え 22時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	9 日	10 日	11 日
	20時間を超え 21時間以下	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日
	19時間を超え 20時間以下	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	9 日	10 日
	18時間を超え 19時間以下	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	7 日	8 日	9 日	10 日
	17時間を超え 18時間以下	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	9 日
	16時間を超え 17時間以下	1 日	1 日	2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	7 日	7 日	8 日	9 日
	15時間を超え 16時間以下	1 日	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日	8 日	8 日
	14時間を超え 15時間以下	1 日	1 日	2 日	3 日	3 日	4 日	5 日	5 日	6 日	6 日	7 日	8 日
	13時間を超え 14時間以下	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日	6 日	7 日	7 日
	12時間を超え 13時間以下	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
	11時間を超え 12時間以下	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日	6 日	6 日
	10時間を超え 11時間以下	1 日	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日	6 日
	10時間	1 日	1 日	1 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日	4 日	4 日	5 日	5 日

備考 この表の下欄に掲げる勤務時間の区分に応じて定める日数は、7 時間 4 5 分の年次休暇をもって 1 日の年次休暇として日に換算した場合の日数を示す。